

中世伊予の開発領主と国衙

はじめに

中世における地域社会秩序の構造と変遷を考える上で、国衙・国衙領の実態と機能を考察することは重要な課題の一つである。とりわけ伊予国においては、国衙・国衙領研究のもつ意義は大きい。当国では、国衙領の比率が荘園に比べて圧倒的に高かったとされ⁽¹⁾、また国衙の活動が遅くまで確認されるからである⁽²⁾。

しかしながら、中世伊予の国衙・国衙領に関する研究は決して豊かとは言いがたい。従来、伊予国衙の構造や機能を正面から論じたものとしては、長山源雄氏の「伊予に於ける留守所の研究」⁽³⁾や景浦勉氏の「中世における伊予国衙の存在について」⁽⁴⁾などがある。けれども一国の課役賦課の基準となる基本土地台帳（大田文）⁽⁵⁾が残存しないこともあって、国衙や国衙領の全体構造を捉えることは史料的に困難が多く、その結果研究の立ち遅れが生じてきたことは否めないところであろう。

また、中世初期の伊予の武士団を論じる上で国衙に關説したものには、山内讓・久葉裕可氏らによる河野氏や新居氏に關する研究がある。近年、

川 岡 勉
(日本史学研究室)

東国と西国の社会的差異を重視する研究が前進している中、西国領主の研究は今後一層深められなければならない分野である。河野氏や新居氏は、西国領主の存在形態を示す事例として注目に値しよう。彼らの勢力拡大が国衙を基盤とすることで果された点からすれば、個々の武士団の動静はそれ単独で論じられるべきではない。国衙の構造や機能と深く結びつけながら考察される必要があるのである。

本稿では、伊予国に即して平安末期の開発領主層の実態と国衙機構のあり方を捉えることを課題としたい。それは、西国領主の存在形態を考えるための前提作業ともなるであろう。

一 越智氏と伊予国衙

中世伊予の在地武士の代表として取り上げられることの多い河野氏や新居氏について、彼らを古代の名族越智氏と結び付ける見方が存在する。その論拠の一つは、『予章記』をはじめとする河野氏の家譜類の記述である。しかし、これらの書の冒頭部で河野氏の出自を記した部分には荒

唐無稽な内容が少なくない。また、伊予国司であつた源頼義の末子親清が越智親経の掣となつて跡を継いだとする点、親清の妻が三島社に参籠中に三島明神の託宣をうけて懐妊し河野通清を生んだとする点など、いずれもにわかには信用しがたい。

もう一つの論拠とされるのが、『与州新居系図』の記述である。この系図は、新居氏の一族に生まれ、鎌倉期を代表する学僧となつた東大寺の凝然が、正応三(一二九〇)年頃に作成したものと考えられている。⁽⁶⁾

系図の冒頭部は越智玉澄→直澄から書き起こし、数代を経て為世(上大夫)・為頼(中大夫)・為時(下大夫)の三兄弟が出て、それぞれ新居・別宮・河野氏の祖となつたことを記す。しかし、山内讓氏も指摘するように、中世伊予を代表する三つの武士団が同じ兄弟から分化したといふのはできすぎた話であらう。⁽⁷⁾ しかも凝然自身、為世以前について「自此已前不知」と書き記していることからみても、玉澄から三兄弟に至る冒頭部に関しては信憑性が薄い。結局、彼らの出自を越智氏に結び付ける確実な証拠は見当たらないのである。

以上の点から、山内氏は、河野氏については一応越智氏と切り離した上で新興の開発領主層と把握すべきだと主張している。しかしこれに対して、「新居・別宮氏にしても河野氏にしても平安後期の時点で一挙に武士団的發展を遂げたとはどうしても考え難く、そこにはそれなりの背景なり前提なりがあつたはず」であると見る見方も根強く、「越智氏の伝統的な勢力を背景にして、新興の武士団の成長があつたと見る方が無理がない」とする考えも出てくることになる。ただ注意しておきたいのは、越智氏の伝統的な勢力を重視する考え方の前提には、越智氏が十世紀以降雑任国司として国衙在庁に進出を果し、十二世紀前半にはほぼその目的を達して国衙在庁の中に一定の地歩を確保していたとする理解が存在することである。こうした理解の妥当性については、少なからず検

討を要すると思われる。

一方、最近の久葉裕可氏の研究では、伊予の国衙軍制への言及がなされ、新居・河野氏が国衙の軍事体制へ取りこまれていくプロセスが論じられてい⁽⁹⁾。久葉氏の研究が下敷にしているのが、中世成立期の国衙軍制に関する石井進氏の研究である。⁽¹⁰⁾ 十一世紀初め、常陸守として現地に赴任した源頼信が、強大な在地勢力であつた平忠常をおさえこむにあたり、同じく有力な地方豪族であつた平惟基の軍事力に期待し、その組織化をはかろうとした。石井氏の研究は、『今昔物語』にみえるこうした説話を材料にモデル化されたものである。ここで石井氏は、国司による地方豪族の組織化、国衙在庁への「組み込み」が成功するにつれ、それが国司の地方からの「うきあがり」をもたらすこととなり、結局地方豪族による国司の遺産の「のっとり」に結果したとするシェーマを打ち出している。

久葉氏の研究は、この石井氏のシェーマを、伊予に適用させて理解しようとしたものである。すなわち、伊予国司もまた地方豪族軍たる新居氏や河野氏を国衙軍制に組み込もうとはかり、彼らの組織化を進めていく。国衙在庁に進出した河野氏は、やがて国衙軍制を自らの軍事力に転化させようとねらい、国司・目代勢力との対立を深めることとなり、それが反平氏方としての挙兵につながつたとみるのである。しかし、東国常陸において進行したとされる事態がそのまま伊予にあてはめられるかは問題となるであろう。

新居氏や河野氏の国衙への進出過程を明示する史料は残存しないが、彼らの活動が確認されるのは概ね十二世紀のことである。河野氏の場合、治承五(一一八一)年の反平氏方としての挙兵が信用できる史料にみえる最初である。⁽¹¹⁾ この時期は、既に当国では国司の遙任が常態化していた時期にあたる。一般に十一世紀中頃から国司の遙任化が進むとされてい

るが、伊予でも同様である。十一世紀末以降、伊予守に任じられたのは概ね院の近臣層であり、彼らは中央官職と兼任することも多く、現地に下向していない場合がほとんどであった。伊予守には院庁の中樞幹部である院の執事別当を勤めていた者も多い。当時の院庁牒や院庁下文などをみると、伊予守が花押をすえている割合は高く、伊予守がほとんど在京していたことがわかるのである。

『与州新居系図』によれば、藤原基隆が大治四(一一二九)年以降伊予守と播磨守を兼帯していた頃、播磨の住人惟宗守兼が国務奉行人として伊予に留任して、子息吉景が生まれた。吉景は伊予国案主大夫義信の養子になって越智と改姓し、在庁として案主所座に着したと言う。当時、国守基隆の派遣した国務奉行人が在庁の雑色人たちの指揮して国務が遂行されていたこと、越智姓の人々が雑色人の中心的存在であったことなどがうかがわれよう。このように遙任が常態化している中であっては、国衛の主導権は次第に雑色人層に委ねられていかざるをえない。

当国における留守所下文の初見は保延元(一一三五)年のことであるが、まもなく留守所が国司庁宣に従わない事例も散見されてくる。もはや国司が主体的に国衛機構の改編・強化をはかろうとする歴史的段階ではなく、在庁官人層に依存する傾向が強まっていくのである。河野氏などが台頭してくるのは、こうした状況下においてであった。このようにみえてくると、河野氏が国司に組織化されて国衛に進出し、やがて国司に對抗して国衛支配権の「のっとり」をはかって拳兵したとする見方は、十二世紀の伊予の実情にはふさわしくあるまい。

伊予において、国司による地方豪族層の国衛内への組織化を言うのであれば、むしろ受領国司による国衛支配強化がなされた十・十一世紀が問題となる。とくに、十世紀後半以降、越智氏が在庁官人化していくとされるケースが検討対象となろう。越智氏は越智郡司をつとめた典型的

な地方豪族であり、越智直による建郡の説話は『日本霊異記』や『今昔物語』にも収録されているところである。十世紀前半、中央政府を震撼させた承平・天慶の乱は伊予の国衛支配機構にも少なからず変化をもたらす。この時期以降、越智氏などの伝統的在地豪族層が、国衛在庁機構の中に吸収されていったとされるのである。

藤原純友の反乱勃発にあたり、彼ら在地豪族層の多くは国家側に立つて純友追討にあたったとみられる。「海賊時功」により越智用忠が叙位を許されるのは、天曆二(九四八)年のことである。ついで九五四年には越智直安材が伊予権少目に、九九〇年には越智隆盛が伊予掾に、一〇〇二年には越智為保が伊予追補使に、それぞれ就任している。以後、一〇二三年、一〇四九年、一〇五〇年、一〇八二年、一一一七年と越智氏の任官記事が認められ、十世紀後半から十一世紀、そして十二世紀初頭にかけて越智氏は伊予の掾・目など雑任国司として度々姿を現すのである。こうした点から、越智氏が積極的に在庁進出をはかっていたこと、十二世紀前半までにはその目的をほぼ達し、在庁の中に一定の地歩を確保していたことがしばしば指摘されてきたのである。

しかし、ここで注意されるのは、越智氏の在地性を疑わしむる事例が散見されることである。例えば、伊予掾であった越智隆盛は、大隅掾にも任じられていた。また、永久五(一一一七)年には、越智宿禰貞吉が伊予の大掾に指名されながら、本望に非ずと称して赴任しなかったとされる。越智氏の辞退によって、伊予大掾は二年後に紀守遠に改任されることとなる。これは、この頃の越智氏が在京して伊予とのかかわりを薄れさせていたことを示すものである。一般に、十世紀前後の受領国司の権限強化に伴って、介以下の雑任国司はその地位を低下させ、国務から疎外されていく。その結果、雑任国司の遙任化が進行するとされるのである。越智氏の場合も、はつきりと遙任化への傾向を指摘できよう。

石井氏のシェーマのモデルになった常陸の場合、平惟基の子孫が代々大掾職を世襲して在地に強大な勢力を築いた。この国では、留守所下文に署判するのが目代以外に大掾平氏と税所氏（やはり同族の平氏）だけであったという形式にも示されるように、留守所は大掾平氏を頂点とする形で構成されていくのである。これは、豪族層による上からの独占的な国衙掌握という、東国で一般的にみられるあり方である。

これに対して、伊予の留守所の構成はそのような形にはなっていない。伊予の留守所下文をみるかぎり、惣大判官代などの雑色人層（実務官僚層）が複数で在庁の運営に当たっていたと推察される。十一世紀末から十二世紀にかけて形成される伊予の留守所機構は、決して雑任国司たる越智氏主導の体制ではなく、むしろ雑色人層が留守所の中核を担うようになっていたものと考えらるべきであろう。

それでは、古代以来の名族越智氏につながる勢力は完全に伊予国衙周辺から排除されたのであろうか。恐らくそうではあるまい。河野氏はともかく、『与州新居系図』にみえる新居・高市・別宮氏らが越智氏との間に一定の系譜関係をもっていたことは、事実とみてもよからう。越智氏本宗家が在地から遊離していったとしても、一族庶流は在庁官人として国衙支配に参画したものと考えられる。

また、中世を通じて伊予の諸勢力が越智氏との系譜を強調していくことの意味や背景については、やはり独自に考察する必要がある。前述した通り『与州新居系図』には、播磨の惟宗氏の子息が家主大夫義信の養子となって越智姓に改姓し、伊予の在庁への進出を果したことが記されている。また、伊予大夫某の子息が高市大夫国義の養子となって国成流越智氏を相続したことも、同じ系図から読みとれる。さらに、河野氏の場合も自らを越智姓に仮託していたことは、『吾妻鏡』治承五年閏二月十二日条にみえる「河野四郎越智通清」という呼称からうかがわれると

ころである。『与州新居系図』によれば、通清の子息通信の妻に迎えられたのは為成流越智氏の惣領新居盛信の娘であったと言う。平安末期の伊予では、国衙在庁層相互の間において、しばしば婚姻や養子縁組などが検出されるが、こうして成立した姻戚関係は諸勢力が越智姓に結びつく重要な契機となったと考えられよう。

また、越智姓が重視される背景として注目したいのが、同時期に成立する一宮制である。十世紀から十一世紀にかけて、伊予では越智氏の崇敬していた三島社の神格が上昇し、伊予の一宮として位置付けられていく。諸国一宮のもつ基本的性格として、在地領主（在庁官人）層の意志的結集の場、政治的守護神ということが挙げられる。在庁官人たちは、彼ら共同の精神的拠点たる三島社を介して越智姓へと結び付くこともありえたのではなからうか。

しかし、かりに一定の系譜関係や姻戚関係があったとしても、古代以来の名族である越智氏と、新たに台頭してきた新居・高市・河野氏らと間には、質的な性格変化が存在したことを見逃してはならない。前述した通り、越智氏の本宗家は、むしろ次第に在地から遊離していく傾向がよみとれる。在庁官人の形成過程は、古代以来の地方豪族の排除を伴う複雑な抗争の過程であった。越智氏の伝統的支配の重みを評価しつつも、十一・十二世紀の社会的変動を重視し、統一的に捉えていく必要がある。越智氏が在庁に組み込まれていくとされる十世紀段階と、新居・高市・河野氏らが台頭する十二世紀段階とでは、明らかに社会状況の上での差異が存在したのである。

当該期に進行する社会的変動を考える上で、この時期が中世的所領の形成期であることは重要であろう。次章に述べるとおり、この時期に進行する開発私領の形成と開発領主の台頭は、中世社会成立期の地域社会秩序のあり方を決定的に規定していた。新居・高市・河野氏らの本質

は、何よりも新興の開発領主層として捉えられるべきなのである。

二、開発私領の形成

平安後期より鎌倉初期は、一般に「大開墾の時代」とされる。領主的な大規模開発と農民的な小規模開発の二形態が相互に関連をもちながら展開していく。領主的開発の代表とされるのが国衙領における「別名」「保」であるが、その成立と深く結びついて十一世紀中葉以降、荘園制の本格的形成が進行するのである。

伊予における荘園の数は決して多くないが、その分布は均等ではなく、越智郡・伊予郡に多くに集中して分布することが指摘されている。その理由として、『愛媛県史』では、越智郡が国府の所在地として早くから開発が進んだこと、瀬戸内海の島々の多くが荘園化されたことを挙げている。また、伊予郡については、国内最大の農耕地帯である道後平野の南部に位置して、荘園の設定に有利な地理的条件を有していたとされるのである。

しかし、この説明は必ずしも十分に説得的ではない。越智郡について言えば、荘園の多くは芸予諸島の島々に存在するのであり、島嶼部を除けば越智郡に集中しているとは言いがたくなる。全国的にみても、荘園はむしろ一国の周縁部に多く成立し、国衙に近接する国衙領の中核部分は容易に荘園化しないのが一般的である。越智郡においてむしろ問われなければならないのは、なぜ島嶼部に多くの荘園が設定されたか、という点であろう。この点は、古代以来の海上支配とのかかわりをおさえる必要がある。

また、道後平野が開発に有利だとしても、なぜ南部の伊予郡に荘園が集中して分布したのか、必ずしも明らかではない。注意しておかなければ

ならないことは、開発の進行は荘園の成立にストレートに結びつくものでないという点である。むしろ、伊予郡における開発の進行がなぜ荘園化と結び付いたか、という点が問題とされねばならない。逆にいえば、荘園化に結び付かない開発の様相にも目をむける必要がある。

近年の研究によれば、一国の全耕地に荘園が占める比重は、国によってかなり異なる。荘園の割合が圧倒的に高い豊前・但馬・淡路・能登のような国もあれば、若狭・薩摩のように逆に国衙領が多い国もみられる。平均すれば、荘園と国衙領の比率は約6・4程度であるという。伊予国は、荘園に比べて国衙領の占める比重が大きかったことが田中稔氏によって指摘されており、国衙領研究は重要な課題である。その際、この国衙領自体が、十一世紀中葉より十二世紀における開発の進行に伴って、大きく再編されたものであったことに注意を払うべきことは言うまでもない。

荘園制の確立するのと同時期に、国司によって国衙領支配の再編が進行する。特に注目されるのが別名の公認とそれを契機とする郡郷制の改編である。そして実は、別名及び改編された郡郷所領が寄進地系荘園成立の源基をなすものであった。伊予では大田文が残されてはならず、国衙領の全体構造を把握することが難しいため、国衙領研究は立ち遅れた水準にとどまってきた。ここではまず、後代の史料ながら応長二(一三二二)年の大山積神社造管段米支配状²⁰⁾を手がかりに考察を進めたい。

(イ) 鳴山郷 七石六斗三合

新居延吉井正枝 十石二斗八升三合

井出郷 十二石八斗七升一合

周敷北条 二十二石八升

吉田郷 九石四斗五升一合七勺

田乃郷 九石四斗八升五合 加別名并新名定

池田郷 十三石七斗一升五合

古田郷 二十一石九斗六升六合

桑村本郡 二十一石六斗六合 加恒久五丁九反三百歩

櫻井郷 九石二斗七升一合七勺 加新名定

拝志郷 十一石五斗一升四合九勺

朝倉郷 十一石六斗五合

高市郷 十七石三斗三升五合 加有恒二丁半并新名定

新屋郷 五石二斗五升八合四勺

越智本郡 十九石九斗五升一合七勺

越智立花郷 十二石六斗五升八合四勺 加有恒四反大定
加赤畝鳴押領五反半定

日吉郷 十三石八斗五升六合七勺

英多郷 十三石四斗八升六合七勺 加有恒五反小定

宅万郷 九石九斗六升一合七勺

高橋郷 四石一斗六合六勺

同別名 六石三斗五升六合七勺

大井郷 八石一斗八升三合四勺

那賀郷 十七石一斗三升六合四勺 加奴和鳴并新名定

風早本郡 二十八石四斗六升八勺 加新名定

河乃郷 六石三斗六升一合七勺

右件御造營之段米、如院宣國宣関東御教書并六波羅殿御施行者、為一國平均役云、庄保云、別納廳分被支配、不致各怠緩、儘可奉備之状如件、

應長貳年三月 日 三嶋大祝^(歎)三位越智(花押)

惣大判官代散位紀朝臣

目代 (花押)

この史料は、鎌倉末期、伊予の一宮である三島社を造営するにあたって、段米を一國平均役として賦課するため作成されたものである。残念ながら前欠であり、また伊予の東半分すなわち道前部の国衙領に限られているが、伊予の国衙領の構成をうかがう上で貴重な史料であることは間違いない。とくに、本郡・郷・別名という三種の所領単位が確認されることに注目し、以下、それぞれについて検討を加えることとする。

1、本郡

十一世紀中葉以降、律令的な郡一郷というタテの系列が崩れ、郷が直接に国衙と結び付き、郡務と郷務が対等な位置付けを与えられるようになる。本郡とは、そのようにして郷が自立していった結果、郡務担当者に残された部分と考えられる。郷内の一部が分化して独立する場合には、元の集落を本郷と称する例が多いのと似たケースであろう。前掲の段米支配状では、桑村・越智・風早の三つの本郡が確認される。このほか伊予では、和氣本郡の存在も史料的に確認できる。また、近世初期の伊予郡に本郡村という村名が認められることから、伊予本郡の存在も推定してよからう。本郡は、郡務を担当する主体、すなわち本来は郡司層のちには郡地頭層の支配基盤となつたものとみられる。

伊予の郡地頭に言及された田中稔氏は、郡地頭職が得分権として庄郷地頭と同じく知行の客体であることを指摘され、同時に所領規模においては郡地頭が庄郷地頭に優越することを明らかにした。たしかに、前掲の段米支配状からうかがわれるところによれば、本郡は郷と同列に並べられる国衙領の構成単位であるとともに、所領規模の上では郷をかなり上回っている。

しかし中世後期になると、和氣郡や風早郡で「本郡郷」と表現した事例が見いだされ、本郡と郷との同質化が進んでいたことをうかがうことができる。郷の分化が一層進行することにより、両者の所領規模は次第

に大差のないものになっていったのであろう。

ところで、久米・喜多・宇和郡でも郡地頭の存在が確認できるにもか
かわらず、この三郡では本郡という呼称はいかなる史料にも確認できない。
その理由はいろいろ考えられようが、これらの地域は伊予国内では国衙の
所在地から遠い周縁部であり、郷の分離があまり進行せず、それだけ郡務は
強力であったと解することができるように思う。国府に近いほど小規模に
細分された所領が数多く分布し、逆に遠ざかるほど少数の大規模所領がみら
れることは、全国的な傾向でもある。ここでは郡規模の領主が郷の上に
君臨する形が強く残り、その結果、本郡と郷とが並び立つような形には
ならなかったものと思われる。それは同時に、国衙に対して郡務担当者
が強い自立性を有することにもつながろう。もともと、これらの郡は九
世紀以降の郡司制拡充地域であって、郡司層の国衙からの自立性は強か
ったとみられる。さらに鎌倉期以降もこれらの郡の郡地頭の権限は強大
かつ自立的であり、それは中世後期にまで及ぶ特徴である。

以上から、中世伊予国では、国衙領の構成単位として郡という枠組が
比較的大きな意味をもっていたことを指摘できよう。安芸国高田郡司の
藤原氏がとくに徴税行為等を媒介として土地集積を重ねていたことはよ
く知られているが、郡務をテコとしながら、それを利用した郡の私領化
が伊予でも展開していたと思われる。もちろん、久米・喜多・宇和郡な
どの周縁部を除けば、郷の分化により郡司層の管轄範囲は本郡に限定さ
れるところとなり、彼らの支配権は次第に衰退過程にあったと言える。
越智郡司であった越智氏が在地から遊離していく背景にも、そうした事
情があったと思われる。ただ、それにしても、西国では郡の枠組が崩れ
て郷などに分解することが多いとされる中では、やはり異例に属する。
この国では、郡を基盤に郡務を根拠として勢力をもった在地領主層が根強
く存在していたと想定されるのである。

2、郷

国衙領の構成単位之二番目が郷である。一般に中世初期には、郡から
郷が分離・独立して国衙に直結する傾向を示し、しかも郷務を担う郷司
層によって私領化されていく。平安末期以降に活動の足跡を残した新居
・高市・河野氏らは、いずれも前掲の段米支配状にみえる新居・高市郷
・河乃郷という地名を氏の名としていた領主たちであり、主として郷務
を担う存在であった。また、『与州新居系図』をみると、とくに十二世紀
頃、越智氏一族のうち高市氏系（国成流）と新居氏系（為成流）では、
それぞれ一族分化がめざましく進行し、しかも分化した各庶流のうち多
くがその本拠とする郷名を名字化していく。開発の進展に伴い、郡から
郷が分離しつつある状況下で、越智氏の一族庶流は積極的に郷を基盤と
する方向に向かったのである。

段米支配状にみえる諸郷のうちで最大のものが桑村郡の古田郷であり、
所領規模は桑村本郡を上回る。この郷は建保年中には祇園感神院の御祈
禱料所となっており、鎌倉後期の在地状況については山内讓氏の研究に
詳しい。当郷は莊園化して以後も、検注が国検使の入りによってなされ、
公文職が郷司の進止とされ、百姓支配が国宣によって行われるなど、国
衙領時代からの支配形式を色濃く残存させていた。国衙領に準じた扱い
をうけていたものであろう。

永仁年中、古田郷雑掌が在庁以下との間で郷分田の帰属をめぐる争い
を繰り広げている。郷雑掌側は「代々国検之時、云郷分田等、云別納名
々之田数、皆載目録之上者今更何可有違乱哉」と訴えている。在庁官人
らが郷分田を押妨して、今成名・永安名などの在庁別名（「別納名々」）
の中に組み入れようとしたと言っているのである。郷雑掌は、代々の国検や国
宣を手がかりにしつつ、在庁以下の介入を退けて郷分田の維持をはかる
うとしたのである。このように郷の支配は、国検・国宣に依拠する形を

とりながらも、別名の拡大をはかる国衙在庁層とのせめぎあいの中で維持されなければならなかったことが理解されよう。

3、別名（別符）

国衙領の構成単位の三番目が、前述の「別納名々」すなわち別名である。別名は、中世初期、在庁官人層を主要な担い手とする開発申請を国衙が公認することにより形成されるもので、特別の符により官物・公事が徴納される別符の名の意である。前述した本郡や郷以上に、開発を契機として成立するのが別名であると言えよう。そして、公認された開発地において別名領主が得た権限には大きなものがあつた。しかし領主的開発の前提には、同じ時期に成立してくる農民的小私有を開発領主層が買得・集積する過程が先行する場合も少なくない。また、前述の古田郷の相論にみられる如く、郡や郷の田地を別名に組み入れようとする動きもみられた。

前掲の段米支配状には高橋別名のみ記載されているが、中世伊予の史料ではこのほかに井於郷別名・北条郷別名・日吉別名・英多郷別名・石井郷別名などが見いだされ、諸郷に別名が成立していたことが知られる。そして、「高橋別名内延松名」が三島大祝氏の所領であつたことが確認されるように、別名を構成する名々が在庁官人をはじめとする開発領主たちの私領化していたのである。これら名々の分布状況を見ると、極めて散在性が強い。例えば大祝氏の場合、越智郡の鴨部荘内に延松名・貞光名の両名主職を確保していたことが知られる。⁽⁴⁰⁾ところが貞光名の田地は、遠く和氣本郡や温泉郡の垣生郷・井上郷にも分布していたようであり、それらの名主職もやはり大祝氏の掌握下にあつた。⁽⁴¹⁾このように、「別納名々」は、かなり広範囲に散在して分布しながら、同時に一つのまとまりをもつ徴税単位として機能していたのである。

以上、国衙領の構成単位である本郡・郷・別名のそれぞれについてみてきた。伊予の場合、荘園に比べて国衙領の占める比重が大きいことは田中稔氏によって指摘されたところである。氏はその要因として、伊予国は都との距離が隔たつてゐること、また河野氏や新居氏などの強力な豪族が割拠していたことを挙げている。⁽⁴²⁾

しかし、彼らの基盤となつた国衙領もまた、十一・十二世紀に大きな再編をうけたものであつたことに注意を払ふ必要がある。国衙領の構成単位である本郡・郷・別名などは、彼らに在庁官人層によって次第に私領化の方向をたどつた。新居氏や河野氏らの在庁官人層の台頭は、とくにこの時期に拡大する開発私領を基盤とすることで成し遂げられた点を重視すべきである。

その際に注意されるのは、この時期に台頭する在庁官人層には、新居氏や河野氏などのように国衙からかなり離れた地域を開発の拠点、名々の地として領主化したものが少なくなかつたことである。そして、この時期以降むしろ彼らこそが国衙機構の主導権を握るようになっていく。こうした事例は、例えば相模の三浦氏をはじめ、諸国においても見受けられるようである。以上のことから、平安末期の国衙支配の担い手を、越智氏など伝統的豪族層からの系譜において特徴づけるよりも、開発私領を集積してきた新興勢力として性格づける必要性が理解されよう。

三 中世伊予の在庁官人層

平安末期の伊予国衙は、国衙領を基盤に勢力を伸ばした開発領主層によって主導されていたものとみられる。本章では、伊予国衙における中心的な在庁官人であつた新居・高市・河野の三氏について、それぞれの開発領主的側面を整理しておきたい。

1、新居氏

新居氏については、近年久葉裕可氏や明比学氏によって精力的に研究が進められている。⁴⁰『与州新居系図』によれば、新居氏は平安後期に越智為世の孫為成から出た一族である。為世の子季成には、国成・頼成・為成・吉成の子息がおり、国成の流れが高市氏、為成の流れが新居氏につながると思われるのである。新居氏は、「新居大夫」を称して伊予国衛に進出を遂げ、有力な在庁官人となっていた。その本拠は新居郡新居郷であったとみられ、久葉氏は現在の新居浜市久保田付近を居館の所在地に比定している。

新居氏は、とくに「諸郷散在得恒名」を「先祖開発重代相伝之地」としており、鎌倉期にはこれが「関東六波羅殿大番以下諸公事等」を勤仕する対象地とされた。⁴¹久葉氏によれば、得恒名は越智郡から新居郡まで東予一帯に広く分布しており、それは新居系図からうかがわれる新居氏一族の分布と重なる。しかも、得恒名のある郷名と新居氏の一族庶流の名字とは多くが一致するという。久葉氏は、こうした点からみて、得恒名は新居氏の根本名田とみなしうるとともに、諸国で検出される有力在庁の「大所領」に酷似するものと述べるのである。

この得恒名は、新居氏が在庁官人としての立場を利用して獲得した別名であったとみて間違いないまい。新居氏は、一族庶流を東予一帯の諸郷に分散・配置させた上で、それら諸郷に散在する耕地片を惣領家の知行する別名（得恒名）として確保していたのである。それが鎌倉期の御家人役の対象であった事実は、別名が惣領家による一族統合の機能を果たしていたことを想定させよう。新居氏は、新居郷の郷務を担いつつ、東予一帯に別名を得て勢力基盤を確立させていったのである。

2、高市氏

高市氏も、新居氏と同じく越智為世を祖として分化した一族である。

高市氏を名乗る最初は、為世の曾孫にあたる国義のときである。その名字から考えて、越智郡の高市郷を本拠としたものとみられる。ところが以後は、伊予郡をはじめとする道後平野南部に多くの一族を分出・配置していることが目を引く。これはどのような事情によるのであろうか。

『与州新居系図』には、高市大夫国義の跡を継いだ高義について、「実父ハ伊与大夫高□』という注記がみられる。これは、高義がもともと伊予郡を本拠地とする氏族の出身者であり、国義の養子として高市氏に迎えられることを示しているよう。これによって、伊予郡の在地豪族が越智姓に結び付くことになるわけである。逆に越智氏一族にすれば、伊予郡の在地豪族を包摂・結合することによって、道後平野南部に勢力を拡大する手がかりをえたのである。

道後平野の南部に位置する伊予郡は、南東方に横たわる山々を背にして、すぐ西方には瀬戸内海の広がりを見む地域である。山麓から海岸部にかけての平野にはいち早く荘園開発の手が伸びたとみられ、貞観九（八六七）年には、貞観寺を領主とする初期荘園である芋津荘が右大臣藤原良相の施入により成立している。⁴²中世にはいっても荘園が集中的に存在しており、その分布は伊予国内では最も密である。とくに、神崎荘・玉生荘・吾川保など石清水八幡宮領の分布が顕著である。これは、石清水社が瀬戸内海地域に港湾機能をもつ荘園の確保をはかる動きを示したとされることによるのであろう。この地域に荘園が多い理由として、海上交通を媒介として中央の諸権門と結びつきやすい位置にあったことは見逃せないように思える。そして高市氏の勢力拡大も、こうした中央権門との提携を通じて実現した可能性が高い。

伊予郡には、山崎保・吾川保・徳丸保などの保が確認される。保については、本質的には別名の一つでありながら、一般に在庁別名とは形成過程を異にするものと説明づけられる。⁴³すなわち、とくに権門・官司側



伊予郡付近図
(昭和22年地理調査所五万分の一地形図)

と国守側との協力・合作により成立する点が保の特徴だとされるのである。その開発は権門・官司側から出た者と在地領主の協力によつて行われ、それが権門側に主導された場合には保はそのまま莊園へと移行していくことが多い。伊予におけるその代表的事例として、伊予郡吾川郷内にあつた山崎保の史料を掲げておこう。

(四) 立券

言上稻荷社般若會供米料山崎庄事

在伊與國管伊與郡吾川郷内

四至 限東仁禮河 限南砥山口 限西甲河 限北海奥伍町

右、去年八月廿日 宣旨状傳、得彼國司去七月廿九日陳状□、□二日宣旨傳、彼社司散位秦宿禰忠賢去五月廿七日解状□、□檢案内、伊與宰吏爲院御祈、稱般若會、於稱荷社御□^{實前之}仁王會^{其料之}每年三月廿二日嘸請八口僧侶、三箇日所被勤修也、於□^{其料之}米者、以當國內宇山崎保保田卅五丁余之地利、所□^{其料之}國司懇切之意趣、見廳宣状、爰謂國宰之年限、或□^{四箇年之}或八箇年、謂般若會永代之御祈禱也、因茲彼保被□^{四箇年之}或八箇年、欲奉祈天長地久之由、若爲後司被成妨者、□^{所之}神事、定爲闕如之基、何況此會爲國宰發起之□^{所之}禱、早遣官使、任立券坪付、被打勝示、更無猶豫□^{所之}抑被始行般若會之後、叶神慮之歎、已及五箇年、謂□^{所之}無過、此會則又非一旦之御祈、每年不闕之勤也、被割置□^{所之}禱、何有其難、望請天裁、任國司廳宣、下遣官使、欲被打□^{所之}大納言藤原朝臣伊通宣、奉 勅、宜令國司言上子細者、就宣旨状□^{所之}件保者、去久安四年十月爲一院御祈、奉書寫大般若一部於彼

□^{實前之}寶前奉供養之日、嘸八口之僧侶、限三箇日、号般若會、所□^{所之}、件會料米代以彼山崎保保田參拾伍丁之所當米、所奉□^{所之}、堺四至打勝示、於彼庄号者、可依勅定者、同宣、奉 勅、□^{所之}、國宣承知、依宣行之、

仁平三年正月廿八日 公文預大江 在□

國使惣判官代散位 □

この史料は、仁平三(一一五三)年に山崎保が稻荷社領山崎莊に転化した時の立券文案である。当保と稻荷社との関係は、久安四(一一四八)年十月、伊予の国守が京の稻荷社で一院(鳥羽院)御祈禱の般若會を毎年三月二十二日に挙行することとし、山崎保保田三十五町の所當米をその会料米に充てると定めたことに始まる。当時の伊予守は、鳥羽院の院司(別当)でもあつた高階盛章である。この頃、伊予守には多く院の近臣層が任じられており、彼らは都で造寺・造仏や祭祀・法会などに尽力することにより成功・重任を果していたのである。稻荷社側からすれば、伊予の国守と結ぶことで般若會の会料米が確保できることとなり、現地の在地領主層と協力して百姓の確保、田地の開発がはかられたとみられる。しかし、国守が遷替の職である限り、後任の国守が妨げをなす恐れがある。そうした不安を抱いた稻荷社側は、四年後に提出した解状の中で、官使を派遣して勝示を打ち莊園として立券されるよう求めた。このようにして、稻荷社領山崎莊の成立に至るのである。

稻荷社側は官使の派遣を求めたにもかかわらず、この立券文に署判しているのは、公文預大江と国使惣判官代散位某である。当時、伊予の留守所は四、五名の惣大判官代層によつて主導されていた。山崎莊立券を担当したこの国使は、そうした在庁官人の一人であつたろう。莊園化にあつては、国守への働きかけもさることながら、現地の留守所の在庁

官人への工作も不可欠であった。あるいは、そうした官人自身が、在地領主として中央権門と協力しながら開発を推進したとも考えられる。

山崎荘の荘域からは、ちょうどこの頃埋納された経筒が発見されている。この経筒の銘文には、「久安六年八月卅日 乙氏親遠 藤原氏女秦氏景延」とあり、久安六(一一五〇)年に埋められたものであることがわかる。『愛媛県史』は、銘文にみえる人名のうち、秦氏景延が稻荷社の神官を世襲した秦氏と関連する可能性を指摘している。また、正岡健夫『愛媛県金石史』では、「乙氏」||「越智氏」と解し、越智氏勢力の活動を想定している。

当地域とかかわりの深い越智氏勢力と言えば、前述の高市氏の活動が想起されよう。『与州新居系図』の中にみえる吾川・近江・御谷・井門・石井・浅生氏らは、いずれも伊予郡をはじめ道後平野南部に分出された高市氏の一族であり、このほかに岡田・黒田氏なども同族であったとされる。高市氏は、国衙近傍の高市郷を維持しながら、一方で道後平野南部に勢力を伸ばしたのである。そして当然ながら、こうした一族庶流の分出・配置は、十二世紀前後における開発の進行と緊密に結び付いたものであったと考えられる。

この地域が中央権門と結び付く上で恰好の地であったことからみて、高市氏は有力在庁として諸権門とも積極的に提携しながら開発を進めたのであろう。高市氏はまもなく伊予の国衙を掌握した平氏と緊密なつながりを確保していくことになるが、それは保の開発を通じて中央権門と結び付く動きとも符合するように思えるのである。

3、河野氏

河野氏一族の本貫地である河野郷の地は、伊予を道前と道後に分かつ高縄山(標高九八六m)の西麓にあり、風早平野の南部に位置している。西方には瀬戸内海がひらけ、忽那七島をはじめ防予諸島の島々を眼前に

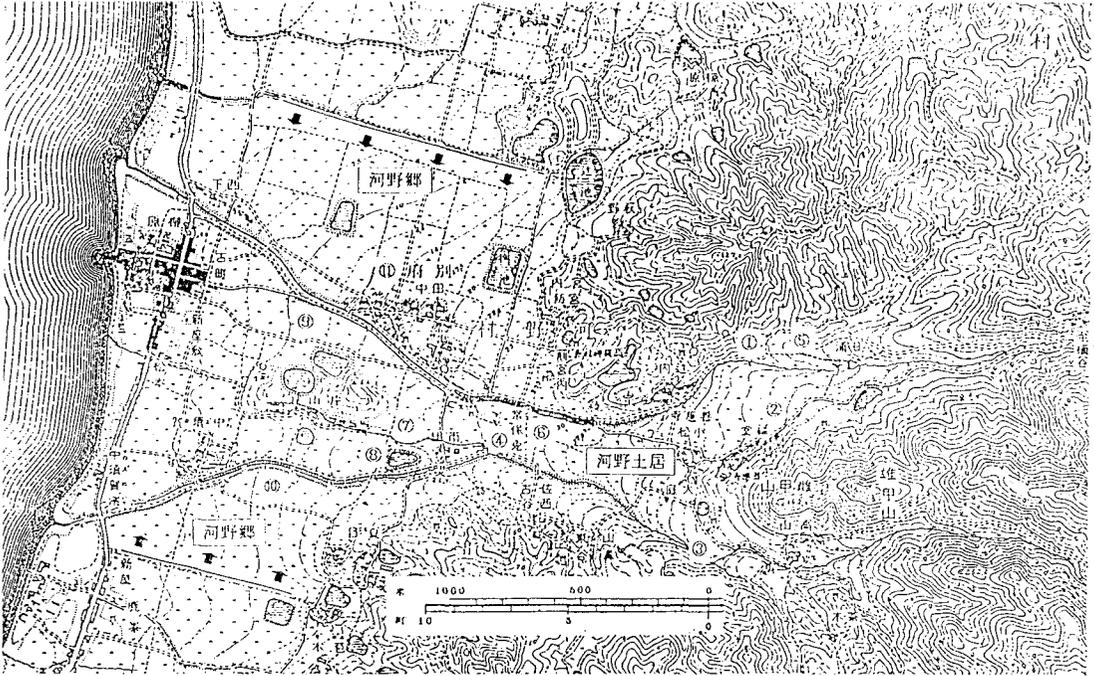
望むことができる。戦時には、背後に聳える高縄山に拠ることも、逆に海上に出ることも容易であったと考えられる。河野通清・通信父子が高縄城で奮戦し、あるいは壇の浦合戦などに兵船を率いて活動した様子は『平家物語』等にも記されるところである。

山麓から海岸部にかけては、河野川・高山川という二つの中心的な河川により形成された沖積平野が広がる。平安後期から鎌倉期における領主館は、居住機能や戦闘機能ばかりでなく、開発の拠点として重要な役割を果たすことが多い。この地も、風早平野南部を流れる河川をおさえる地点にあり、流域の耕地に対する領主支配を展開する上で有利である。

河野氏は、ここを拠点に、国衙勸農権を分有する郷司として開発を進めていったと考えられる。前章で触れた段米支配状によって風早郡の国衙領についてみると、那賀郷・風早本郡・河乃郷が併記されている。『和名抄』にみえる風早郡の五郷のうち、河野郷は郡から自立して国衙に直結していた様子が読み取れる。

伝えられるところによれば、本来、河野氏は横谷から日浦にかけての山あい居を構えていたという。河野氏とかかわりの深い高縄寺も、戦国期に高縄山頂に移されるまでは河野川上流の横谷付近にあったとされるのである。横谷地域から下流にくだつて日浦地域に出ると、河野川および北方の土居川により形成された平野がひらける。土居川の流域には「上土居」という小字があり、河野氏がある時期ここを拠点としたことをうかがわせる。のち河野通之が善応寺に寄進した所領には「下土居敷分」という地名も確認される。上流部にあった上土居に対して、下流部には下土居と呼ばれる拠点が設けられていたことを想定できよう。

一般に中世成立期における在地領主層は、自己の屋敷地(土居)を所領支配の中核として、国衙官人の介入を拒否する強い権限を成立させていく。河野氏においても、所領支配の中心とみられるのが、河野土居分



- ①土居川 ②福堂 ③高山路 ④常光庵 ⑤上土居
⑥常保免 ⑦正沢溝 ⑧正沢池 ⑨河野川
⑩高山川 ⑪別府

河野郷付近図

(明治36年測量大日本帝国陸地測量部二万分の一地形図
をもとに作成)

地頭職であった。のち道後平野北部の湯築城に本拠地が移動して、河野郷の居館は禪寺（善応寺）に改められたと伝えられるが、その際に寄進されるのもこの河野土居分地頭職である。

(イ) 「善恵」
〔端栗寺〕

奉寄附

善応禪寺

伊予国朝倉郷内久松方地頭職、同窪分并門真名地頭職、

河野土居分地頭職等事、

右意趣者、為天下泰平家門繁栄也、仍所奉寄進之状如件、

康安貳年十二月廿四日

沙弥善恵 在判
〔河野通惠〕

(ニ) 善応寺領伊予国河野土居分地頭職但除高山一族
自名分并山分等事、右於件地者、

为天長地久国土泰平、殊家門繁栄子孫相統、所奉寄附於当

寺也、然早全寺家知行、且弔先祖得脱、且祈当家繁昌、僧

衆一同可被抽祈禱之精誠矣、仍奉寄進之状如件、

寛正六年配二月十六日

兵部少輔通春（花押）

伊予守通春（花押）

史料(イ)・(ニ)からは、南北朝期の康安二（一三六二）年に寄進されて以来、ほぼ百年後の寛正六（一四六五）年においても河野土居分地頭職が善応寺の根本寺領とされていたことが分かる。なお、史料(ニ)に注記されているように、寺領は河野土居分のうち「高山一族自名分」と「山分」を除いた、いわば「里分」を指すものであったらしい。しかしそれでも善応寺領の広がりはかなり広範囲に及ぶ。

(ホ) 禁制

本寺諸塔頭諸寮舎并封免事、甲乙人等致乱妨狼籍事、
一、採竹木事、

右条々堅可停止、若違犯之輩者、可處嚴科者也、仍如件、

文龜貳年九月廿一日 通宣（花押）
〔河野通宣〕

善応寺

(ハ) 善応寺封免

東限福堂 南限高山路

西限浄居院東之横路

北限土居河

右於此境内、或殺生喧嘩闘諍取質物等之事、惣而諸天役

一切所令停止也、若有違犯之輩者、可處罪科之状如件、

文明十三年九月三日 刑部大輔（花押）

六郎通宣（花押）

史料(ハ)からは、善応寺の寺家・寺領が、本寺・諸塔頭・諸寮舎・封免に区分されるものであったことが読み取れる。善応寺には、本寺を中心に十三の塔頭が付属したと伝えられており、付近には多くの堂舎が分布していた。また、封免については、史料(ハ)より福堂以西の土居川と高山路には含まれた範囲を指すものであったことが分かる。恐らく「封免」|| 「保免」であって、河野川と高山川が最も接近してくびれた地点にある常保免という名称はその名残りと考えられる。封免の西限を指す「浄居院東之横路」の位置は確定できないが、常保免にある常光（院）庵が浄居院にあたるのではないか。保（封）免とは、この地が寺社領として国衙への官物・公事等を免除された地であったことから由来する呼称であろう。それは、かつて河野土居分の有した権利を継承したものであったと

思われる。

常保免よりも下流部には、正沢（しようじやく）溝・正沢池の名称が確認される。これは中世領主の直営田を指す「正作」（しようじやく）から由来すると考えられ、この付近に河野氏の直営田が存在したことがうかがえる。一般に、正作田は一带における優良田を占める場合が多いが、この地域の田もやはり安定的であったことが確認される。風早平野では、井堰や溝が川筋の所々に設けられるとともに、溜池も数多く築かれている。土居を拠点とした河野氏による開発は、こうした灌漑水利施設の整備を伴いながら、河川の上流部から下流部へと及んでいったのである。

このように河野氏は、河野郷を本拠とする開発領主として勢力を伸長させつつ、伊予国衙に進出を遂げていった。反平氏方として挙兵した河野通清は在庁官人であったことが確認され、息子の通信も越智郡で出生して有力在庁新居盛信の女を妻としたと伝えられるのである。

その後、河野氏は在庁官人としての立場を利用しながら、河野土居以外の地域にも所領を拡大していく。例えば、通信の三男通広は、河野土居の北方にあつて、河野川を越えた対岸に位置する別府の地に居住したという。前章で触れたように、開発領主が荒野開発を条件に一定領域の領有を国衙に申請し、その裁許を得て成立する特殊な徴税領域が別府（符）別名である。開発が河野川を越えて広がりを見せるようになり、そこに河野郷から分離して国衙に直結する所領単位が形成されていったのである。通広の子孫は別府氏を称し、河野氏の一族として活動の足跡を残している。

一方、通信と新居氏の女との間に生まれた通俊は、桑村郡の得能保に入植し、ここを基盤に勢力を伸ばしていった。これが、河野氏の有力庶流となる得能氏の起源である。また、同じく桑村郡の壬生川保に入つて

壬生川氏を名乗るのが、通信の甥にあたる通倫・通興であった。保の一般的な在り方からみて、ここでも権門・官司や国守との提携が予想される。前述した高市氏が東予から中予へ一族を入植をはかったのに対し、河野氏の場合は中予から東予へと一族の入植をはかったのである。さらに、その後の河野氏の勢力分布から考えた場合、風早平野北部や道後平野北部方面へも一族の入植が進められたものと想定されるであろう。

以上のように、平安末期の伊予における中心的存在であった新居・高市・河野氏らは、いずれも郷司クラスの開発領主として成長した一族であった。彼らによる開発の進展を断片的に述べてきたが、これ以上具体的な様相を明らかにするのは史料的に困難である。但し、一つ注意を向けておきたいのは、国衙領における開発が彼ら独力の手で成し遂げられたものではないと考えられることである。十二世紀の播磨では、国衙が広域的な灌漑施設の整備に積極的に関与しようとしており、一定地域ごとに在地の有力者を組み込むことよつて灌漑システムの再編を実現したとされる。開発における国衙の関与は、灌漑水利の整備をはじめ種子・農料の配分・下行、人夫の動員等において不可欠な要素であったと思われる。

道前平野における新居氏、道後平野南部における高市氏、風早平野における河野氏の開発事例を考える上でも、国衙の役割は当然重視されるべきであろう。そうであるがゆえに、彼らが開発領主として成長する過程は伊予国衙に進出していく過程とオーバーラップするのである。彼らは在庁官人として国衙に進出を遂げ、その立場を利用しながら保や別名を一層広範囲に獲得していくことになった。

なお、本章でとりあげた三氏の成長過程が全く同一のものともないうるか、という点は検討の余地がある。とくに越智氏の系譜を引く新居・

高市氏の場合には、河野氏以上に国衙との緊密な関係を利用して別名・保の獲得を積極的に展開しえたであろう。しかしいずれにしても、本貫地の郷務を担うことにより成長し、国衙との接触を通じて他地域に別名・保を拡大していく、という方向性は共通して見いだされるところである。

四、中世伊予国衙の構造

近年、平安末期の諸国国衙の中には、介・権守や掾を称する有力在庁が国衙を主導するケースが少なくなかったことが注目されている。こうした事例はとくに東国に顕著であり、相模の三浦介、下総の千葉介、上総の上総介などが有名である。彼らは多く国名ではなく郡・荘・郷名などの地名プラス「介」「権守」を名乗っており、その称号は決して朝廷の除目により補任されたものではない。⁶⁴ 同様な例は西国でも見いだされ、安芸の葉山城介、周防の大内介などがよく知られている。とくに彼らが「在国司職」と称されたことについては、関幸彦氏の研究に詳しい。⁶⁵

関氏によれば、国衙在庁職としての「在国司職」は、従来の郡司級士豪を国衙機構に包摂させるための機能を有したものとされる。「在国司」の存在形態をみると、出雲・周防・日向・薩摩等、有力在庁と言いながらも、古代以来の在地土豪の在庁化の過程で中世国衙機構の一翼を担ったものが多いと言う。しかも彼らの多くが宿禰姓を保持していることも指摘している。

関氏は、「在国司職」の存在を確認しうる史料が西国方面に限定されることに注目する。そして東国においても「在国司」的存在たる豪族的領主層がみられるにもかかわらず、東国では「在国司」という名辞が出現しなかった意味こそ問われるべきだと主張している。しかしより厳密に言うならば、「在国司職」が確認されるのは、西国社会の周縁部たる

西中国から九州地方であることに注意すべきである。もちろん「在国司職」なる名辞が成立しなかった東国との差異にも留意すべきであるが、東国と西国周縁部とが在地構造上で一定の共通性をもっていたことをまづおさえるべきであろう。とりわけそれは、国や郡規模の豪族的領主の存在である。

同じく西国社会の周縁部に位置する伊予でも、東国や安芸・周防などと一定の共通性をもっていたと思われる。伊予の国衙領において、郡という枠組が中世社会において根強く残存したという点に関しては既に述べた通りである。伊予における郡司級土豪の代表例に挙げられるのが越智郡司であった越智氏であるが、越智氏はやはり宿禰姓を保持するに至っており、関氏の言う「在国司」の諸特徴にふさわしいと言える。もし、越智氏主導の国衙運営が展開したならば、伊予でも「在国司職」が成立した可能性は高い。

しかし現実には、前述したように越智氏の本宗家は、次第に在地から遊離していく傾向がうかがわれる。伊予の留守所下文の形式は、目代以外に四り五名の惣大判官代層が連署する西国に多くみうけられるものもあり、雑色人（実務官僚層）が複数で在庁の運営に当たっていたものとも異なる。伊予では郡司級の豪族たる越智氏が雑任国司として国衙を主導するのではなく、むしろ新居・高市・河野氏ら郷レベルの開発領主層が在庁官人として留守所機構を共同で担ったのである。その結果、「在国司」的存在が生まれなかったという点では、畿内近国との共通性を有したと言ふべきであろう。

伊予においては、国衙の中心的な在庁官人層が介や大掾などの「在国司職」を帯びていた徴証はない。むしろ彼らの名乗りで一般的なのは、五位の位階を有することを示す「大夫」の称であろう。『与州新居系図』

をみると、大夫を称した者たちが多く登場している。国成流（高市氏）・頼成流・為成流（新居氏）の嫡流は、それぞれ高市大夫・小千大夫・新居大夫を代々称している。さらに一族分化の激しい為成流の場合、庶流の中心となる者たちが、それぞれ周布大夫・拝志大夫・高橋大夫・英多大夫・嶋山大夫などと称するのである。そして、ここに列挙した大夫を称する者たちは、いずれも十二世紀前後に「兄部」に任じられたことが注記されている。また、河野氏について言えば、『吉記』養和元年八月二十三日条に「伊予国在庁川名大夫通清」と記され、河野大夫と称されていたことが分かる。

当時、国衙における在庁官人層が大夫を名乗る例は諸国において散見されることである。例えば、播磨の地誌である『峰相記』には「当国在庁兄部明石大夫」という人名が見いだされるし、同じく播磨の在庁桑原氏は「庁事」「兄部」となっており、やはり「大夫」を称していたと言う。また、元暦元（一一八四）年の讃岐国御家人交名注進状は、大夫の称を有する者、郡司の称を有する者、郡司よりも下位の単位の名称を有する者、という三段階の順序で記載されていたとされる。大夫を称する八名のうち、六名は在庁の中心的メンバーである藤氏であり、一名もやはり在庁官人の橘氏であった。

平安末期、伊予国衙の共同支配体制を担っていたのも、新居・高市・河野氏らの大夫層であり、彼らは兄部として国務に参与していたとみられる。伊予における兄部が国衙内でどのような地位を指すものであるかは明らかでない。兄部は、本来「コノカミベ」の転化したものであり、総じて頭（かしら）の意味であったとされる。例えば、安芸国衙において確認される「在庁兄部職」は「在国司職」と同一実態のものとして登場し、在庁官人中の最有力者に付与される所職であった。そして、鎌倉初期以降は守護の兼帯とされたことはよく知られている。また周防国で

は、在庁官人の最有力者大内氏が在国司職を握り、大内氏の庶家であった問田・右田氏が、それぞれ検非違所・健児所の兄部職を占めていたという。兄部職が、国衙行政を担う中心的メンバーに与えられるものであったことがうかがえよう。

伊予国衙においても、検非違所・健児所・案主所・田所・檢注所・調所など分課的「所」の存在が確認されるが、大夫を称する在庁官人たちはそうした「所」の行政を分掌することによって国衙の共同支配を担っていたものと推察される。『与州新居系図』によれば、越智宗忠の子孫が代々調所を担当し、案主大夫義信の系統は案主所を継承している。また、久安六（一一五〇）年、弓削島莊に対して課役を譴責する使者として入部した健児所史官俊清朝臣なる人物は新居氏一族であった可能性が高い。このほか、紀民部大夫を名乗る一族が鎌倉期の田所を世襲していたようである。

在庁官人たちはそれぞれに古代の名族越智姓との系譜的つながりを強調するのであるが、同時に彼ら相互間における通婚関係が緊密に結ばれていた。姻族結合の重要性については網野善彦・鈴木国弘氏らの注目するところであり、とくに西国においては双系的な要素の強さが指摘される。伊予においても、『与州新居系図』から読み取れるだけでも、新居・河野・紀・日吉氏らの間で婚姻が成立しており、それによって在庁相互の結合が強化されていたと考えられる。

最後に、当時の国衙行政の内容に触れておこう。義江彰夫氏によれば、平安期の国郡支配の内容を構成するものは、勸農取取・検察・軍事・交通・手工業・宗教等の分野であった。このうち地方行政の基幹とみなされたのが、勸農取取と神祇関係である。それは、在京の新任国司が在庁官人に宛てた初任国司宣などからもうかがわれる。平安期には加賀・但馬・伊予の三点の初任国司宣が伝えられているが、ここでは久寿三

(一一五六)年の伊予国司庁宣を掲げておこう。

(b) 新司宣^(表書) 伊予国在庁官人等

仰下 三箇條

一可勤行恒例神事、

右治国之務為先神事、仍守恒例之式日、可致如在之禮奠矣、

一可進上神宝勘文事、

右首途在近、期日以前可進上件勘文之、

一可修築池溝堰堤事、

右吏務中為宗農桑、田畝之要莫過池溝、仍下知部内、早可

修築矣

以前三ヶ條所宣如件、宜承知一一勤行、以宣、

久寿三年三月十三日

春宮亮兼大介藤原朝臣^(親務)

ここに記された三方条の内容は多分に儀式化されており、これがそのまま現実の地方行政の実態を示すものとはいえない。しかし、当時、国衙行政の本質がこの三方条に集約されると観念されていたことの意味は決して軽視できないであろう。国衙が第一・二条に表れるような神事を通じて、地域社会秩序を編成していた側面は重要である。国内有力神社が国衙行政の一環に組み込まれて諸国一官制が確立するのは十二世紀のことである。諸国一官は、各国ごとにおかれた国家的な崇敬の対象として位置づけられた上で、その維持・管理が各地方支配機関に委ねられた。そして、その行事や祭祀を実際に担ったのは、もはや郡司層ではなく在庁官人層であった。また、第三条にみえる勸農機能に関して言えば、個々の在庁官人や開発領主層に分有・委譲される方向をたどりながらも、

なお十二世紀段階では国衙による広域的な勸農機能が現実的な意味をもっていた。

こうしたことからみて、平安末期の国衙行政は、伊予の地域社会を秩序づける上で中心的機能を果たしていたとみてよい。だからこそ、開発の進行とそれに伴って生じる社会的変動に直面しながらも、開発領主たちは国衙に進出してその共同運営に参画しようと努めたのである。これに対して、院政期の国家権力も、彼らを積極的に国衙内に包摂することによって、中世的な地域支配秩序の確立をはかったのである。

おわりに

本稿では、乏しい史料に拠りながらも、中世社会成立期の伊予国衙と国衙領のあり方を論じてきた。十世紀前後における受領国司の権限強化に伴い、越智氏に代表される郡司級豪族層の国衙内への組織化が進行するが、やがて越智氏本宗家は在地から遊離していったとみられる。十一世紀中葉以降は、国衙領における開発の進行と密接なかかわりをもつ郷司クラスの開発領主層が国衙の主導権を握るのである。彼らは、大夫を称する在庁官人として国衙の共同支配に参画した。恐らく各「所」の兄部に任じられて、国務を担ったと考えられる。当該期の社会的変動が国衙支配構造に大きな転換をもたらしたことを見逃してはならない。

ところで、台頭してきた開発領主層の中には、新居・高市・別宮氏ら越智氏一族に属したと思われる者たちが少なくない。河野氏なども含めて、彼らが越智氏との系譜的つながりを強調することの意味については、十分に注意されるべきである。これは、彼らの成長が国衙に結集することによって果されたことと大いに関係がある。彼らの開発は、神祇や勸農をはじめとする国衙の諸機能と接点をもつことによってこそ実現したものと考えられる。越智氏の崇敬していた三島社が伊予の一宮に位

置つけられていくこともあって、諸豪族は越智氏一族との擬制的な結合を強めていくのである。

一方で、個々の開発領主・在庁官人が中央の諸権門と結びついて荘園を成立させたケースも少なくない。それは、とりわけ芸予諸島の島々や伊予郡など瀬戸内海沿岸部において顕著な動向である。しかし伊予においては、有力な開発領主たちが国衙に結集して在庁官人となり、開発地を国衙領の構成部分としたまま私領化していく方向が中心であったと思われる。中世的開発を吸収することによって、国衙権力は中世的な存立基盤を獲得したのである。

もちろん、以上に述べた動向は伊予国のみの特徴的なものではなく、他地域、とくに西国社会の諸地域と共通性をもちうろと思われる。但し、同じ西国社会にあっても一律ではありえない。諸地域と比較検討することを通じて、西国社会の周縁部に位置する伊予の地域的特質も浮かび上がるはずである。また、同じ伊予と言っても、地域的にはかなり多元的であり、そうした面を十分に考慮しながら検討を進める必要がある。

さて、このような状況を前提とした上で、瀬戸内海地域に進出してくることが平氏である。平氏による家人制度の設定が伊予国衙にどのような影響をもたらしたか、さらに治承・寿永の乱を経て国衙の支配構造がどのように変質し、ひきつづく鎌倉御家人制へと移行していったか、こうした点については今後の課題としたい。

注

- (1) 田中稔『鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について』（『荘園制と武家社会』、吉川弘文館、一九六九年、のち田中『鎌倉幕府御家人制度の研究』所収）。但し、伊予には大田文は残されておらず、国内の

荘園と国衙領の比率を具体的に明示する史料はない。

- (2) 景浦勉「中世における伊予国衙の存在について」（『伊予史談』二二九、一九七八年）、拙稿「中世伊予の府中・守護所と河野氏」（『社会科学』学研究）一五、一九八八年）。
- (3) 長山源雄「伊予に於ける留守所の研究（一）」（『伊予史談』一三六〜一三八、一九五四年）。
- (4) 景浦勉「中世における伊予国衙の存在について」（前掲）。
- (5) 山内謙「伊予国における武士団の成立と展開」（『日本歴史』三七九、一九七九年）、久葉裕可「源平内乱期における河野氏の拳兵」（『伊予史談』二五八、一九八五年）、同「伊予国の新居氏について」（『伊予史談』二六三、一九八六年）、同「続伊予国の新居氏について」（『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年）。
- (6) 越智通敏「沙門凝然」（愛媛文化双書刊行会、一九七二年）。
- (7) 山内謙「伊予国における武士団の成立と展開」（前掲）。
- (8) 『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』二二七・二二三八頁。
- (9) 久葉裕可「源平内乱期における河野氏の拳兵」（前掲）。
- (10) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点―国衙を中心とする軍事力組織について―」（『史学雑誌』七八―一二、一九六九年）、同「院政期の国衙軍制」（『法制史研究』二〇、一九七一年）。
- (11) 『吾妻鏡』治承五年閏二月十二日条。
- (12) 伊予はもともと令制下において上国に位置づけられており、国守は従五位下相当とされていた。しかし、のちには大国へと等級が上昇しており、『官職秘鈔』によれば伊予と播磨の国守は四位の上藤の任国と定められるところとなる。
- (13) 高橋昌明『清盛以前』（平凡社、一九八四年）第10表及び巻末付表を参照。

- (14) これより先、京都の住人であった散位従五位下橘朝臣守輔は、伊子に下向して国務を執行し、この地で往生を遂げたとされる（『拾遺往生伝』中）。
- (15) 保延元年九月十三日伊予国留守所下文（『愛媛県史 資料編古代・中世』七七号、以下『県史』七七と略記する）。隣国においても留守所下文の初見はほぼ同時期であり、周防では保延三年、安芸では保延五年に確認される。十二世紀初期における留守所発給文書の登場は、留守所が国守に代行して文書を発給しうるほど国内行政上の実権を掌握したことを示すものとされる（義江彰夫「国衙支配の展開」『岩波講座日本歴史4古代』4、一九七六年）。
- (16) 久安六年九月十六日弓削島莊百姓等解、同年十一月二十二日弓削島莊任人等解（『県史』八〇・八一）。
- (17) 『貞信公記抄』天曆二年七月十八日条。
- (18) 『魚魯愚抄』五、『魚魯愚抄別録』五、『権記』長保四年三月十二日条。
- (19) 『除目大成抄』一、『魚魯愚抄』六、『江家次第』四、『除目大成抄』二。
- (20) 山内讓「伊予国における武士団の成立と展開」（前掲）は、十二世紀の越智氏を郡司的土豪と規定した上で、雑任国司を中心に一族で在庁の実権を握っていたとしている。
- (21) 『魚魯愚抄別録』五。
- (22) 『除目大成抄』二。なお、この史料にみえる越智信禰貞吉について、山内讓氏は『新居系図』中に記された別宮氏の家系にみえる貞吉と同一人物と推測している（山内讓「伊予国における武士団の成立と展開」）。しかしその確証はなく、越智氏本宗家の在地からの遊離という点に注目すれば、むしろ別人とみた方がよいのではなからうか。

- (23) 泉谷康夫「受領国司と任用国司」（『日本歴史』三一六、一九七四年）。
- (24) 大石直正「莊園公領制の展開」（『講座日本歴史3中世1』東京大学出版会、一九八四年）。
- (25) 大石直正「莊園公領制の展開」（前掲）。
- (26) 木村茂光「大開墾時代の開発—その技術と性格—」（『技術の社会史』1、一九八二年）。
- (27) 『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』。
- (28) とくに九世紀前後に進行する寺社・王臣勢家による海浜島の占有化、漁民の組織化が考察の前提となろう（松原弘宣「漁民・海賊、そして純友の乱」、『社会科』学研究』一四、のち松原『古代の地方豪族』所収）。
- (29) 石井進「莊園の領有体系」（『講座日本莊園史』2、吉川弘文館、一九九一年）。
- (30) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」（前掲）。
- (31) 坂本賞三「王朝国家と莊園」（『講座日本莊園史』2、一九九一年）。
- (32) 応長二年三月日大山積神社造管段米支配状（『県史』四四四）。
- (33) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」（前掲）。
- (34) 応永二十六年十月二十九日河野通元安堵状、文明十八年十一月二十七日宗昌寺寺領坪付（『県史』一一九九・一五三三）。
- (35) 九世紀後半には、浮穴郡・宇和郡・久米郡・喜多郡・新居郡と郡司の増員が集中的に検出される。いずれも国衙の所在地からは遠い周縁部であり、郡の自立性の強さがうかがわれよう。
- (36) 拙稿「中世後期の分郡知行制に関する一考察—伊予及び安芸の事例を中心として—」（『愛媛大学教育学部紀要』第Ⅱ部 人文・社会科学第二十卷、一九八八年）。
- (37) 最近、錦織勤氏は高田郡の郡司職を郡内諸郷司職の集合体としてき

- た通説に批判を加え、十二世紀初めの時点で郡司と郷司が並存しており、郡司は決して空名化していなかったことを主張された。この時期の郡司はなお何らかの徴税業務を行い、郡全体に及ぶ膨大な郡司領を付随させていたとされる（錦織勤「平安末期の郡司と郷司―安芸国高田郡を事例として―」、『日本史研究』三四三、一九九一年）。
- (38) 山内謙「感神院領伊予国古田郷の人々」（『ソーシアル・リサーチ』一〇、一九八二年）。
- (39) 永仁七年卯月日古田郷雜筆申状（『県史』三六五）。
- (40) 元応二年十月二十日某宛行状、嘉暦二年十二月十二日明道宛行状（『県史』四九一・五二四）。
- (41) 延元二年十一月十九日平貞政安堵状（『県史』六三二）。
- (42) 正安二年八月十八日六波羅下知状案、同三年十一月七日六波羅下知状、同三年十二月十二日六波羅御教書（『県史』三七〇・三七二・三七四）。
- (43) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」（前掲）。但し、伊予において国衙領が多い要因についての田中氏の説明は、十分な説得力に乏しいように思う。
- (44) 久葉裕可「伊予国の新居氏について」（前掲）、同「続伊予国の新居氏について」（前掲）、明比学『続与州新居系図の研究』（与州新居系図保存協会・伊曾乃神社奉賛会、一九九〇年）。
- (45) 延元二年十二月二十七日沙弥円心讓状目録（『県史』六三三）。
- (46) 貞観十四年三月九日貞観寺田地目録帳（『県史』一三二）。
- (47) 河合正治『瀬戸内海の歴史』（至文堂、一九六七年）。伊予における石清水八幡宮領荘園は、このほかにも石城島・生名島・佐島をはじめ、瀬戸内海沿岸部や島嶼部に多く分布している。
- (48) 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」（竹内理三編『土地制度史Ⅰ』、山川出版社、一九七三年）。
- (49) 仁平三年正月二十八日山崎荘立券文案（『県史』八四）。
- (50) 『愛媛県史 古代・中世』。
- (51) 正岡健夫「愛媛県金石史」（愛媛県文化財保護協会、一九六五年）。
- (52) 応永十一年二月二十三日河野通之寄進状（『県史』一一三七）。
- (53) 康安二年十二月二十四日善恵寄進状案（『県史』八六〇）。
- (54) 寛正六年二月十六日河野通春・同通生連署寄進状（『県史』一四〇二）。
- (55) 「河野土居里分」という名称は、文正元年十二月九日河野氏奉行人連署奉書（『県史』一四二七）で確認される。
- (56) 文亀二年九月二十一日河野通宣禁制（『県史』一五八七）。
- (57) 文明十三年九月三日河野通直・同通宣連署禁制（『県史』一五〇二）。
- (58) 天明年間の「風早郡本地・替地村々社根方帳」には、常光院庵と記されている。なお、永享六年十一月二日付の河野通久禁制では、東を鳩谷山から西は娑婆山まで、北は土居山尾新宮山から南は揚岐庵山・過山峰までを殺生禁断地と定めており、この範囲が善応寺に付属する山林とされていたことが知られる。
- (59) 周防灘に面した山口・福岡・大分県では、「用作」「用尺」（ゆうじやく）と称することが多い（服部英雄「二豊のユウジャク―現地調査の方法による中世村落史研究への試み―」、『大分県立宇佐風土記の丘 歴史民俗資料館研究紀要』V、一九八八年）。
- (60) 『吉記』養和元年八月二十三日条、『吾妻鏡』養和元年九月二十七日条。
- (61) 『与州新居系図』。
- (62) 別府通広の息子として生まれるのが、時宗の開祖として著名な一遍である。
- (63) 小林基伸「播磨国の開発領主に関する一考察―同国揖東郡の桑原氏

- をめぐって―」(『塵界』1、一九八九年)。
- (64) 峰岸純夫「治承・寿永内乱期の東国における在庁官人の「介」」(『中世東国史の研究』、東京大学出版会、一九八八年)。
- (65) 関幸彦『国衙機構の研究』(吉川弘文館、一九八四年)。
- (66) 河野通清の呼称は、『吉記』に「伊予国在庁川名大夫通清」とあるほか、『吾妻鏡』には「伊予国住人河野四郎越智通清」、『覚一本平家物語』に「河野四郎通清」となっている。これに対して、『延慶本平家物語』・『長門本平家物語』や『源平盛衰記』では「当国の住人河野介通清」、『子章記』では「伊与権介通清」と号したとされるが、介・権介の名乗りは確証できない。
- (67) 小林基伸「播磨国の開発領主に関する一考察―同国攝東郡の桑原氏をめぐって―」(前掲)。
- (68) 野中寛文「讃岐武士団の成立―『綾氏系図』をめぐって―」(『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年)。
- (69) 久葉裕可「源平内乱期における河野氏の挙兵」(前掲)。
- (70) 網野善彦「中世における婚姻関係の一考察―若狭二宮社務系図を中心にして―」(『地方史研究』一〇七、一九七〇年)、鈴木国弘『在地領主制』(雄山閣、一九八〇年)。
- (71) 高橋秀樹「鎌倉期・在地領主層の親族関係」(『学習院史学』二六、一九八八年)。
- (72) 義江彰夫「国衙支配の展開」(前掲)。
- (73) 久寿三年三月十三日伊予国司序宣(『県史』八六)。
- (74) 井上寛司「中世諸国一宮制と地域支配権力」(『日本史研究』三〇八、一九八八年)。
- (75) 義江彰夫「国衙支配の展開」(前掲)。

(一九九一年一〇月一日受理)